利用までの流れ



住み慣れた地域で自分らしく生活するために、サービスを利用して、積極的に健康づくりに取り組みましょう。
利用についてはお住まいの地区の地域包括支援センター（裏表紙を参照）にご相談下さい。

事業を利用できる人

【 総合事業 】

〈 サービス・活動事業 〉
- 要介護認定で**要支援１・２**の判定を受けた方
- 基本チェックリストにより、**生活機能の低下**がみられた方（**事業対象者**）

〈 一般介護予防事業 〉
荒川区在住の
６５歳以上の方

① 地域包括支援センターへ相談する

介護予防に取り組みたい



生活に不安があるが、どんなサービスを利用したらいいかわからない

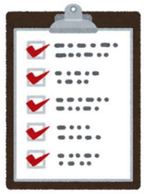


介護サービスを利用したい



② 心身の状態を調べる

基本チェックリストを受ける
（3～4ページ）
生活機能の低下を判定します



要介護認定調査※を受ける

③ 心身の状態を知る

自立した生活が送れる

生活機能の低下がみられる
（事業対象者）



非該当

要支援１・２

要介護１～５

④ ケアプランを作成してもらう

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等によるケアプラン作成

※居宅介護支援事業所が作成する場合もあります。

本人や家族と話し合い、利用するサービスを決定します

介護予防支援

居宅介護支援事業所※によるケアプラン作成

⑤ サービスを利用する

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業 ⇒P１２～１９
- 荒川ころばん体操／荒川せらばん体操
- 理学療法士・作業療法士訪問指導事業
- 各種講演会、教室、講座（口腔・栄養・認知症） 等

サービス・活動事業

【訪問型サービス】⇒P5～6
- ホームヘルプ
- おうちでリハビリ
- おうちで栄養診断

【通所型サービス】⇒P7～１０
- デイサービス
- 食・動クラブ
- わくわく元気アップ教室
- 元気回復サポート教室
- お口と食事の元気塾 等

【その他生活支援サービス】⇒P１１
- 見守り支援員銭湯派遣事業

介護予防サービス
（詳しくは介護保険のパンフレットをお読みください）

介護サービス
（詳しくは介護保険のパンフレットをお読みください）

※要介護認定調査とは……

荒川区の介護認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態について確認します。訪問調査結果や、主治医意見書の一部の項目をコンピュータに入力します。（**一次判定**）

判定結果や主治医意見書などをもとに、介護認定審査会が審査します。（**二次判定**）



※居宅介護支援事業所とは……

要介護認定を受けた人が自宅で介護サービス等を利用しながら生活できるよう支援する事業所です。

ケアマネジャーが本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、ケアプランを作成し、ケアプランに基づいて介護保険サービス等を提供する事業所との連絡・調整などを行います。

